

## SMAX SaaS/LoadRunner Cloud 利用約款

お客様（以下「甲」といいます。）と株式会社アシスト（以下「乙」といいます。）とは、甲が乙に提出する注文書その他書面（電子メールその他電磁的方法を含みます。）（以下「注文書等」といいます。）に記載されたマイクロフォーカスエンタープライズ株式会社（以下「丙」といいます。）の製品「Service Management Automation X」及び「LoadRunner」のクラウドコンピューティングサービス（以下、それぞれ「SMAX SaaS」「LoadRunner Cloud」といいます。）を、乙が甲に対し提供すること（以下「本サービス」といいます。）について、次のとおり契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

### 第1条 契約の成立

本契約は、甲が、本利用約款の条件に同意の上、注文書等を乙に交付し、乙の甲に対する注文請書又は電子メールの送付等による承諾の意思表示の到達により成立するものとします。なお、乙は甲に対し乙所定提供書（電子メールその他電磁的方法を含みます。）（以下「乙所定書面」といいます。）により本契約個別の次項を明示するものとし、乙所定書面は本契約と一体として甲乙間で効力を有するものとします。

### 第2条 本利用約款の変更

乙は、本利用約款を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の最新内容によります。乙は、本利用約款の変更を行う場合、乙の指定するホームページに掲載することにより、個別の通知及び説明に代えることができるものとします。当該変更後の利用約款の効力発生日以降に甲が本サービスを利用したときは、甲は、本利用約款の変更に同意したものとみなします。

### 第3条 本サービス

1. 本サービスは、丙所定の次の規定、当該規定が参照する丙所定の規定（以下、総称して「丙規約」といいます。）、及び乙所定の「SMAX SaaS テクニカル・サポート規定」「LoadRunner Cloud テクニカル・サポート規定」に基づき提供されます。

#### (1) SMAX SaaS の場合

- ・ Service Description for Service Management Automation X ( “SMAX” ) Express on SaaS  
(<https://www.microfocus.com/media/documentation/micro-focus-smax-express-on-software-as-a-service-service-description-documentation.pdf>)
- ・ SMAX SaaS テクニカル・サポート規定  
([https://www.ashisuto.co.jp/support/keiyaku/SMAX\\_SaaS\\_support\\_kitei.pdf](https://www.ashisuto.co.jp/support/keiyaku/SMAX_SaaS_support_kitei.pdf))

#### (2) LoadRunner Cloud の場合

- ・ Service Description for LoadRunner Cloud on SaaS  
(<https://www.microfocus.com/media/documentation/micro-focus-loadrunner-cloud-on-software-as-a-service-description.pdf>)
- ・ LoadRunner Cloud テクニカル・サポート規定  
([https://www.ashisuto.co.jp/support/keiyaku/LoadRunner\\_Cloud\\_support\\_kitei.pdf](https://www.ashisuto.co.jp/support/keiyaku/LoadRunner_Cloud_support_kitei.pdf))

2. 本サービスにおいて、丙規約と本利用約款と異なる定めがある場合は、本利用約款を優先し適用するものとします。

### 第4条 利用環境の構築

本契約の成立後、乙又は丙は甲の製品の利用環境の構築（以下「インフラ構築」）を行うものとし、インフラ構築が完了した際は、乙又は丙が甲に当該完了を通知するものとします。

### 第5条 契約期間

1. 本サービスの利用期間は乙所定書面記載の期間とします。なお、利用終了日の60日前までに甲及び乙のいずれからも相手方に対し書面による利用終了の意思表示がないときは、本契約は同一の条件で当該終了日の翌日から自動的に1ヶ年更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 前項に基づき本サービスが終了する場合、インフラ構築で構築された甲の利用環境、利用環境上の情報は、当該契約期間が終了する日（本サービス終了日）をもってすべて削除されるものとします。
3. 甲による本サービスの利用料金の支払が次条の期日までに完了しない場合、乙は当該未払分の支払期日をもって本サービスを終了できるものとし、本契約は当該支払期日の月末で終了できるものとします。
4. 本サービスを解約した場合、乙は利用料金を返金しないものとします。
5. 甲が本サービスを解約した後も、未払いの利用料金が存在している場合は、甲は乙に対し当該利用料金を支払うものとします。

#### 第6条 本サービスの利用料金及び支払条件

1. 本サービスの利用料金は、乙所定書面記載の利用期間に相当する料金とします。なお、当該利用期間が1年未満又は1年を超える場合は月額の利用月数に相当する料金とします。
2. 本サービスの利用料金には、インフラ構築、プロダクト・サポートの料金が含まれるものとします。
3. 甲は、本サービスの開始月の翌月末までに乙に対し消費税相当額を加算して乙指定の銀行口座に現金振込にて当該利用料金を支払うものとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。
4. 甲は、利用料金の支払遅延に対し法定利率（本契約締結時のもの）による遅延損害金を乙に支払うものとします。

#### 第7条 秘密保持

1. 受領当事者（甲又は乙のうち秘密情報（本項後段で定義）を受領する者をいいます。以下同じ）は、本契約期間中及び本契約終了後5年間、開示当事者（甲又は乙のうち秘密情報を開示する者をいいます。以下同じ）又は開示当事者の取引先の経営、人事、財務、商品、技術等の営業上又は技術上の情報のうち、①開示当事者が書面で秘密である旨表示して開示した情報、又は②開示当事者が口頭で秘密である旨告知して開示した情報で開示後14日以内に書面で内容を特定して受領当事者に通知した情報、③開示当事者の事務所内で受領当事者が知り得た情報（以下「秘密情報」といいます。）を厳に秘密として取扱い、本契約に基づく義務の履行又は権利の行使以外のために使用してはならないものとし、相手方の事前の書面による承諾なく、甲及び乙並びに社員等（第4項(1)で定義）以外の第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号に該当する情報については、本条に定める秘密保持義務を負わないものとします。
  - (1) 開示時に既に公知になっていた情報。
  - (2) 開示時に既に受領当事者が知っていた情報。
  - (3) 開示後に受領当事者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく受領当事者が合法的に入手した情報。
  - (5) 秘密情報とは無関係に受領当事者が創出した情報。
3. 前項に定める他、法令に基づく官公庁又は裁判所からの開示要求があった場合には、受領当事者は、当該官公庁等に秘密情報を開示することができるものとします。この場合には、受領当事者は、開示当事者に対して、法令等に反しない範囲内で、事前に（事前に為すことが著しく困難である場合には開示後直ちに）通知しなければならないものとします。
4. 受領当事者は、本条に定める秘密保持義務を履行するために、秘密情報を次の各号に従い取扱うものとします。
  - (1) 本契約に基づく義務を履行又は権利を行使するために秘密情報に接する必要がある自己の取締役、執行役、監査役、業務執行役員、正社員、契約社員、派遣社員その他の役員等及び従業員

(以下、総称して「社員等」といいます。)以外の者が秘密情報に接することのないように保管するとともに、社員等に本条に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させること。

- (2) 本契約に基づく義務の履行及び権利の行使に必要な範囲を超えて、秘密情報を複製しないこと(なお、複製物は秘密情報として取扱うものとします)。
  - (3) 本契約に基づく義務の履行及び権利の行使に必要な範囲を超えて、秘密情報を所定の場所から搬出しないこと。
  - (4) 期間満了、解除、解約その他の理由により本契約が終了した場合又は開示当事者から要請があった場合には、開示当事者の指示に従い、開示当事者から開示を受け、又は知り得た全ての秘密情報を、その複製物を含め、開示当事者に速やかに返還又は再生不可能な方法にて廃棄し、当該返還又は廃棄を証する書面を開示当事者に提出すること。
5. 第1項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に定める者に対し、乙が本契約に基づく秘密保持義務を負担している旨を予め告知したうえで、本件業務に必要な限度において秘密情報を開示することができるものとします。
- (1) 弁護士、公認会計士その他法律上守秘義務を負う外部の専門家(以下、総称して「外部専門家」といいます)。
  - (2) 乙が、第8条の規定に基づき本契約の全部又は一部を再委託する場合の委託先の社員等(以下、総称して「再委託先社員等」といいます)。
  - (3) 丙及びOpen Text Corporation。
6. 乙は、前項に基づき外部専門家又は再委託先社員等に秘密情報の開示を行う場合、本条に基づき乙が甲に対して負担する義務と同等の義務を負わせるものとし、その履行については乙が甲に対し責任を負うものとします。
7. 甲及び乙は、秘密情報に関して、次の各号のとおり確認します。
- (1) 開示当事者が、自己が開示する秘密情報に関して、受領当事者に対して、本契約に基づく義務の履行又は権利の行使のための使用以外に、何らの使用権も付与するものではないこと。
  - (2) 秘密情報の開示又は漏洩如何にかかわらず、開示当事者が保有する秘密情報に係る特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権が開示当事者に留保され、受領当事者に移転しないこと。
  - (3) 開示当事者が、その開示する秘密情報及びこれに関連して開示する情報について、受領当事者に対して、如何なる保証も行わず、担保責任も負わないこと。
8. 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた秘密情報について、紛失、盗難、漏洩等の問題が発生し、又はそのおそれが生じた場合、直ちに、開示当事者に対してその詳細を書面で報告し、開示当事者と協議のうえ、当該問題の解決のために措置を講ずるものとします。当該措置に係る費用は、当該受領当事者の負担とします。

#### 第8条 再委託

乙は、甲に事前の書面による承諾を得て選択する第三者(以下、総称して「再委託先」といいます)に対し、本契約に基づく乙の義務の全部又は一部を再委託できるものとします。この場合、乙は、再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に対して負担する義務と同等の義務を負わせるものとし、その履行については乙が甲に対し一切の責任を負うものとします。

#### 第9条 責任の制限

本サービスについて、乙は甲に対し丙規定に定められた範囲を除き一切の保証を行わず、また責任を負わないものとします。

#### 第10条 損害賠償

1. 甲は、本契約に関し、乙の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、乙に対して次項所定の限度内で損害賠償請求をすることができるものとします。
2. 本契約に起因・関連して生じる乙の損害賠償責任は、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、かかる請求に先立つ1年間に本契約に基づき甲から受領した利用料金を

限度とします。

3. 乙の故意又は重過失により生じた損害、第13条（反社会的勢力に該当しないことの保証）に違反したことにより生じた損害については前2項の条件を適用しないものとします。

#### 第11条 不可抗力等

天災地変、戦争、暴動、内乱、その他不可抗力又は法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関、通信回線の事故、その他乙の責に帰すべからざる事由による本契約の全部又は一部の債務不履行については、乙は責任を負わないものとします。

#### 第12条 権利義務の譲渡等の禁止

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約に基づく権利義務を、その全部又は一部を問わず、第三者に譲渡し、担保権を設定し、その他の処分をしてはならないものとします。

#### 第13条 反社会的勢力に該当しないことの保証

1. 甲及び乙は、次の事項を表明し、保証するものとします。
  - (1) 自己及び自己の関係会社が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいいます。以下同じ）でないこと、反社会的勢力でなかったこと。
  - (2) 反社会的勢力を利用しないこと。
  - (3) 反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉、信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと。
  - (4) 自己の主要な出資者もしくは役職員又は自己の主要な出資者の役職員が反社会的勢力の構成員でないこと又はなかったこと。
2. 甲及び乙は、前項の規定を、自己の委託先及び自己の調達先にも遵守させる義務を負うものとします。
3. 甲及び乙は、前2項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。

#### 第14条 解除

甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 支払いを停止したとき、又は手形もしくは小切手の不渡りが1回でも発生したとき。
  - (2) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てもしくは公租公課の滞納処分を受け、又は民事再生、破産、特別清算もしくは会社更生の申立てがあったとき。
  - (3) 事業の廃止もしくは解散の決議をし、又は官公庁から業務停止、営業許可の取消しその他業務継続不能の処分を受けたとき。
  - (4) 合併の決議をしたとき（株主及び営業内容が実質的に変わらない場合を除きます。）。
  - (5) 本契約の定め違反し、相当な期間を定めて書面で催告をしたにもかかわらず、これが是正されなかったとき。
  - (6) 正当な理由なく期日までに債務を履行する見込みがないと認められる相当な事由があるとき。
  - (7) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき。
  - (8) 第13条（反社会的勢力に該当しないことの保証）に違反したとき。
2. 両当事者は、本契約の解除以前に発生済みの利用料及びその遅延損害金の支払債務、又は本サービスに関する債務について、当該解除によって免責されないことを確認するものとします。

#### 第15条 期限の利益の喪失

甲又は乙は、前条第1項に該当したことをもって本契約が終了したときは、当然に相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務の全てを相手方に弁済しなければなら

いものとしてします。

#### 第16条 存続条項

第7条（秘密保持義務）は本契約終了後5年間、第10条（損害賠償）、第11条（不可抗力等）、第13条（反社会的勢力に該当しないことの保証）、本条及び第17条（準拠法及び合意管轄）は本契約終了後も引き続き有効に存続するものとしてします。

#### 第17条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は抵触法の原則を参照せず日本法とし、本契約に関する訴訟については東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所としてします。

#### 第18条 協議

本契約に関して疑義が生じた場合は甲乙信義誠実の原則に従い協議して円満な解決を図るものとしてします。

以上